

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月〇日、A県B市所在の会社C（以下「会社」という。）に雇用され、温浴施設業務に従事していた。

被災者は、平成〇年〇月〇日午前〇時頃、自宅において就寝中、呼吸が止まっているところを請求人に発見され、救急車でD病院に搬送されたが、同日、死亡が確認された。

死体検案書によれば、死亡したとき：平成〇年〇月〇日午前〇時〇分、直接死因：虚血性心疾患、死亡の種類：病死及び自然死であった。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 監察医E医師は、死体検案書において、被災者の直接死因は「虚血性心疾患」であるとしている。当該所見及び本件の経緯からみて、当審査会は、被災者は平成〇年〇月〇日に、虚血性心疾患（以下「本件疾病」という。）を発症したことにより、死亡したものと判断する。

(2) ところで、本件疾病を含む脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の業務起因性の判断については、厚生労働省労働基準局長が、「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準について」（平成13年12月12日付け基発第1063号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会においても、その取扱いを妥当なものとする。

(3) そこで、認定基準に基づき、本件について検討すると、次のとおりである。

ア 異常な出来事について

被災者は、発症直前から前日までの間、業務上において異常な出来事に遭遇した事実は認められない。

イ 短期間の過重業務について

本件疾病発症前1週間の業務従事状況については、決定書理由第2の2(2)ウ(イ)に説示するとおりであり、当審査会としても、被災者が特に過重な業務に従事したものと認められないと判断する。

ウ 長期間の過重業務について

(ア) 労働時間

請求人らは、請求人と被災者のメールのやりとりなどを基に、会社の送迎バスの乗車時間を含めた上、始業時刻と終業時刻を推定し、これに、自宅での日報作成時間（30分）や携帯電話の履歴から仕事の関係者と通話していたと推定される時間などを加算し労働時間を集計すべきであるとして、被災者には、上記「2当審査会の付加的事実の認定」の③に記載のとおり長時間労働が認められるべきである旨主張する。

一方、決定書は、原則として、タイムカードにある始業時刻、終業時刻を採用して被災者の労働時間を算定し、被災者には長時間労働は認められないとしている。

この点、請求人は、被災者がタイムカードの打刻後にも業務を行っていたかのように主張するが、同主張を裏付ける客観的な資料は認められない。

また、請求人らは、支配人から会社の送迎バスを使うよう指示があったことなどを根拠に、当該バス乗車時間を労働時間を含めるよう主張するが、被災者が通勤中に会社の業務に従事していた事実は認められず、当該主張は採用できない。

したがって、本件疾病発症前6か月間（以下「評価期間」という。）における被災者の時間外労働時間数は、決定書理由第2の2（2）エに説示のとおり、発症前1か月間の時間外労働時間数は40時間05分であり、業務と発症との因果関係が強いと評価される100時間には達しておらず、発症前2か月ないし6か月間の1か月間当たりの平均時間外労働時間数は発症前4か月間における37時間10分が最長である。脳・血管疾患の発症との関連性が強いと評価される1か月間当たりおおむね80時間を超えるまでには至っていないことが認められる。

このことからすると、発症前1か月間に特に著しいと認められる長時間労働に従事した場合には当たらず、また、発症前2か月ないし6か月にわたって、著しいと認められる長時間労働に継続的に従事した場合にも当たらない。

なお、請求人は、自宅での日報作成時間（30分）及び被災者の手帳に記載されたミーティング時間についても労働時間を含めるよう強く求めて

いるので、当審査会において、念のため、上記日報作成時間一日当たり30分と、平成〇年〇月〇日付け意見書の「2. タイムカード表記以外の実労働について」のうちの評価期間内のものについて、ミーティング時間を1時間として、仮に上記時間外労働時間数に加算して検討してみたが、最大でも20時間に満たない程度の加算にとどまるため、なお被災者に長時間労働があったとは認め難い。

(イ) そのほか、請求人は、平成〇年〇月、被災者が食事提供のことで顧客とトラブルになり、料金を回収できず悩んでいた旨主張する。しかし、当審査会において、改めて一件記録を精査するも、上司及び同僚は上記トラブルの存在を認識しておらず、請求人が主張する上記トラブルは事実として確認できないところ、仮に被災者が上記トラブルを起こしていたとしても、一担当者である被災者が給料から補填しなければならないということにはなり得ない旨上司が申述していること、また、社会通念に照らしても、店舗における未回収の売掛金を一担当者が大きな落ち度がないにもかかわらず補填を求められるものであるとは考え難いことなどを踏まえると、請求人の主張は認められない。

(ウ) したがって、当審査会としても、被災者が特に過重な業務に従事していたものとは認められないと判断する。

(4) 以上を総合すると、被災者に発症した本件疾病については、認定基準に照らし発症直前から前日にかけて異常な出来事は認められず、また、発症に近接した短期間及び長期間の業務による過重性は認められないことから、業務上の事由によるものであると認めることができない。

なお、請求人らのその他の主張についても子細に検討したが、上記結論を左右するに足るものは見いだせなかった。

3 以上のとおりであるので、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。